

市場環境の変化に対応した 通信政策の在り方 ～担保措置と法形式を中心に～

名古屋大学大学院法学研究科

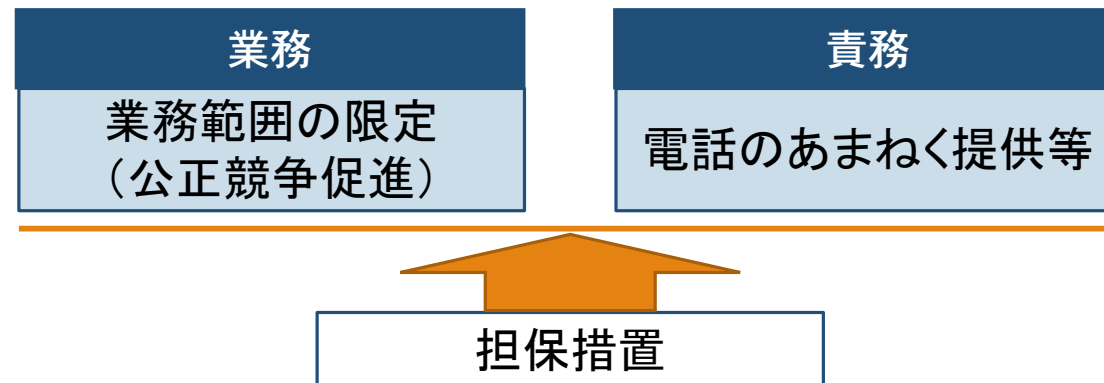
教授 林 秀弥

発表内容

1. はじめに
2. 審議会におけるこれまでの議論
3. 担保措置
4. 法形式
5. 法形式に関する私論
6. さいごに

1. はじめに

- NTTは、従来の電電公社による一元的な運営体制から民間の活力の導入を図りつつ、我が国を代表する基幹的電気通信事業者として、**電気通信役務の適切かつ安定的な提供の確保等の公共的役割**を達成するという特別な任務を有するものであることに鑑み、特殊会社として設立。
- これを踏まえ、NTT法では、**特殊会社としての業務・責務**(「親亀」)が定められるとともに、**これらに応じて定まる担保措置**(「子亀」)が規定。
- なお、責務は、業務を行う上でいわば指針となるものであり、**責務がない特殊会社も多くあること**に留意。



2. 審議会におけるこれまでの議論

- 市場環境の変化に対応した通信政策の見直しに当たり、NTTの役割、業務等について、審議会におけるこれまでの議論は、主に以下のとおり。

① ユニバーサルサービスの確保	全国浦々に線路敷設基盤を保有し、また、これまで不採算地域を含めサービスを提供してきた経緯等を踏まえ、最終保障提供責務を担うことが適当
② 公正競争の確保	線路敷設基盤の維持・活用等の役割が求められるとともに、公正競争の確保に支障のない範囲内で業務を実施することが適当
③ 国際競争力の確保	我が国における情報通信産業の発展に今後もNTTの基礎・基盤的研究が重要な役割を果たす
④ 経済安全保障の確保	その線路敷設基盤や電気通信設備は、我が国の通信インフラ全体を支える公共的な役割を担い、その経営から外国の影響力を排除することは、我が国の通信事業者全体の通信サービスの安定的な提供を確保する上で重要

- 必要な担保措置や法形式については、これらのNTTに求められる役割、業務の在り方を踏まえ、その役割の強さに応じ、何がどこまで必要か個別に検討することが必要。

3. 担保措置

●NTT法における担保措置は、主に以下の4つに整理できる。ここでは、WGで議論された(2)以外について検討。

(1) 株式関係：株式政府保有義務(第4条)、政府保有株式の処分(第7条)等

(2) 外資等規制関係：外資規制(第6条)、外国人役員規制(第10条)

(3) 組織・事業関係：定款変更、合併等決議の認可(第11条)、事業計画の認可(第12条)、財務諸表の提出(第13条)

(4) 監督・罰則関係：監査・監督命令・報告徴求(第15条～第17条)、罰則(わいろ罪、担保規定違反)(第19条～第25条)

3. 担保措置

① 株式関係

- **政府保有義務**は、NTTの公共的な役割の重要性に鑑み、特定の者による経営の支配や、株主権の濫用がないよう、**政府が安定株主**となることにより、NTTの**経営の安定、適正な事業運営を確保**するとの趣旨によるもの。
- 一般的に、政府が株式を相当程度保有する意義・留意事項は以下のとおり。

意義	留意事項
政府が安定株主となり、経営の安定の確保	少数株主の意向が反映されにくい
敵対的買収の防衛策	市場原理によるガバナンス機能の低下
株主権の行使による適正な事業運営の確保	政府保有義務がある場合、株価の停滞・下落リスク(オーバーハング)の懸念
1/3以上の保有により特別決議を否決可能	

- 政府保有義務は、審議会で議論されてきた**NTTの公共的な役割を踏まえて判断**する必要。政府保有義務は、**経済安全保障の確保とも密接に関連**しており、そこでNTTに求められる役割と同様に、NTTの経営の安定、適正な事業運営を確保することは、**我が国の通信事業者全体の通信サービスの安定的な提供を確保する上で重要**ではないか。

3. 担保措置

②組織・事業関係、③監督・罰則関係

- 定款(変更)、会社の合併、分割及び解散 : **会社の根本に関わる事項**であることを踏まえ、会社の公共的な役割に応じて規律を課すことが考えられる一方、例えば合併等については、活用業務をより機動的に実施可能とすること等を踏まえ、**本来業務や公正競争に支障のない範囲内で経営の自由度の向上**にも配慮する必要があるが、どう考えるか。
- 事業計画 : **適確な事業の遂行を確保**するため、会社の公共的な役割に応じて規律を課すことが考えられるが、どう考えるか。
- 財務諸表 : 公共的な役割を有する会社の**事業の実態を把握**するための規律である一方、近年、会社法や金融商品取引法において開示制度が充実していること等を踏まえ、どう考えるか。
- 監督・罰則関係 : 会社の公共的な役割を**確実に担保**するための規律であるため、会社の公共的な役割に応じ規律を課すことが考えられるが、どう考えるか。
- なお、定款変更、事業計画等について、認可等によらず**監督・罰則のみで担保しようとする場合は、これらを事前に審査し、必要に応じて差し止めることができなくなることに留意が必要。**

4. 法形式

- WGの報告等により必要とされる規律を規定する法形式については、主に、①引き続きNTT法で規定する案と、②電気通信事業法に規定し、結果としてNTT法を廃止する案の2つの考え方がある。
 - ①については、NTT法のNTTに対する規律が今後も必要ならば、引き続き同じ法律で規定するものであり、現在のNTTに対する規律の体系を維持する点で自然であり、継続性・安定性がある。
 - ②については、これまでのNTT法上の規律について、電気通信事業法に移行するものであり、電気通信事業者に係るユニバーサルサービスや公正競争等に関する規律の一覧性の向上を図ることが可能となる。
- 法形式については、個別の規律の詳細を見極めた上で、それらを確実に担保できる形式を採用ことが重要であり、その際には、他の法律における個別の会社に関する規律の在り方、我が国における法体系全体との整合性等、法制的な議論も踏まえて検討を行うことが必要。

5. 法形式に関する私論

- 電気通信分野における競争政策という観点からも、NTT法と電気通信事業法の二法令を併存させる現行の法体系は極めて重要。すなわち、電気通信分野では、巨大なNTTグループと競争事業者のイコールフィッティングを図るべく、**構造的措置**と**非構造的措置**を併せて講じることで、適正な競争環境を担保してきたものであるが、主として、**構造的措置はNTT法によって、非構造的措置は電気通信事業法によって、それぞれ実現されてきた。**

【法形式論に関する基本的視座】

- 特殊会社法**においては、一定の政策目的を実現するに当たり、会社が**事業を適確に行うことを担保**するため、組織変更に関する規制や、定款変更、事業計画等について**認可制を採り得る。**
- 他方、**特殊会社でない場合**も、一定の公共的観点から、**各種事業法**（電気事業法、鉄道事業法等）において**必要な規律を課すことはあり得る**が、事業を実施する限りにおいて適用される規律にとどまり、**事業の実施（参入）は事業者の任意であることに留意すべき。**

5. 法形式に関する私論(続)

【電気通信事業法に移管する場合の課題/論点】

- 電気通信事業法は電気通信事業に関する規律が念頭にあり、「非」電気通信事業者であるNTT持株に対して、同法で業務範囲、合併等に関する規律を整備することができるのか。
- 電気通信事業法では参入・退出が自由とされており、一般の電気通信事業者について、不採算地域への展開及び退出防止を義務付ける仕組みを規定することができるのか。
- 組織的規律たるNTT法と、一般的な業規制たる電気通信事業法を一本化することについては、両法の目的・趣旨の整理を含めて慎重な検討が必要ではないか。NTT法は、NTT持株、東西の構造的な分離等を規定しており、NTT法を廃止するのであれば、関係するNTT法の規定について、NTTを明記する形でそのまま電気通信事業法に移管するなどの措置を講じない限り、構造的措置の理論的根拠も失われ、公正競争を実現することが困難になるのではないか。

※なお、放送法では、NHKに対する組織的規律を置きつつ、業規制としても、基幹放送事業者や一般放送事業者に対する規制を規定している。業規制の中にもNHKを明記した形でNHKのみに対するものがあることに鑑みれば、一つの法律の中にNHKに関する組織的規律も規定することによって規律の一覧性が確保されていると見ることもできる。ただし、これは、戦後、GHQの意向を受けて原始放送法が制定された当初からであり、NHKは、社団法人日本放送協会の一切の権利義務を承継して設立されたことを踏まえたものとも考えられ、他とは内容や成り立ちが異なるのではないか。

(私見) NTT法を電気通信事業法に移管・統合する場合の諸課題

		現行NTT法の場合	電気通信事業法に移管する場合の課題	可否
定義 (第1条の2)	NTT持株 NTT東西	- NTT持株とは、NTT東西の株式総数保有、安定的な電気通信役務の提供確保並びに電気通信技術に関する研究を目的とする会社。 - NTT東西とは、規定する区域において地域電気通信事業を目的とする会社。	法律により特別の設立行為をもって設立された特殊法人でない限り、特定の事業者を名指しして定義することには慎重な検討が必要となるのではないか。	△/×
業務範囲規制 (第2条)	NTT持株	NTT持株の業務を、基盤的技術の研究、NTT東西への株主権行使や助言・あっせん等の範囲に制限している。	非電気通信事業者であるNTT持株に対して業務範囲を規定することができるのか（本法適用対象外になるのではないか）。	△/×
	NTT東西	- 公正競争を図る観点から、地域（＝同一の都道府県内）電気通信業務に制限している。（本来業務） - 本来業務以外には、以下を規定。 - 地域会社の目的を達成するために必要な業務（目的達成業務） - 業務区域以外の区域における地域電気通信業務 - 地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務（活用業務） - 公正競争上の理由に加え、線路敷設基盤や加入者回線等のボトルネック設備を前提とする業務であること等を踏まえ、ナショナル・ミニマムとしての自己設備設置を義務付けている。	- 電気事業法では、既存の電力会社から送配電を持つ会社（≡ボトルネック資産を持つ会社）を構造分離させ、「一般送配電事業者」と定義（第2条）し、一般送配電事業者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営むことを原則禁止している（兼業の制限）（第22条の2）。これと同じ手法で、NTT東西の地域電気通信事業を定義し、兼業規制により他の事業から切り離すことも考えられるが、地域電気通信事業を営む一般の民間事業者についても兼業規制の対象とすることが必要となってしまうのではないかと。 - 一般の電気通信事業者に対して、事業に用いる設備を原則自己設備とするよう強制することには慎重な検討が必要ではないかと。 - 政策目的を踏まえて設定された「本来業務」「活用業務」等の業務範囲規制を、一般の民間事業者の事業に対して法的に位置付けることは難しいのではないかと。	△/×
あまねく電話の責務 (第3条)	NTT持株 NTT東西	- NTT持株・東西は、全国における適切・公平・安定的な電話サービスの提供を義務付けられている。これは、国民の日常生活に不可欠で重要な加入電話サービスについて、全国における安定的な供給を確保するために設けられたもの。 - NTT持株・東西は、独占的な地位と安定的な財源に基づいて全国ネットワークを整備した旧電電公社から、設備、人員、業務の全てを承継したことから、その特別の地位に着目した規定であるとされている。	- 電気事業法では、「一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給及び離島等供給を拒んではならない」と定められている（第17条）。当該規定がラストリゾートとしての機能を果たしているが、その内容は、電力各社それぞれの供給区域での求めにとどまり、赤字についても電力各社の内部相互補助や料金改定によって補われている。 - 電気通信事業法では、不採算地域におけるインフラ維持に係る費用を支援する制度（ユニバ交付金）はあるが、手を挙げた人を支援する「任意」の仕組みであるため、手を挙げる人がいない事態を回避できず、不採算地域への展開を確実に保障することはできない。事業法は参入・退出が自由とされており、不採算地域への展開及び退出防止を義務付ける仕組みを規定することは困難ではないかと。	△/×
合併・解散等の認可等 (第11条、第12条)	NTT持株 NTT東西	- NTT持株・東西のそれぞれの事業が重要な公共性を有しており、その適切な遂行を図るという政策目的を実施させるための担保措置として、組織変更に関する規制（合併・分割・解散の決議（第11条））をはじめ、各種認可事項（定款の変更（第11条）、毎年度の事業計画（第12条））が規定されている。 - NTT持株及びNTT東西は、旧NTTからの分離会社（NTTデータ、NTTドコモ、NTTコムウェア、NTTコム）を含め、他社との合併について、総務大臣認可が必要である。	- 特殊会社法においては、一定の政策目的を実施させるために、会社の設立、存続、解散、合併、分割といった組織変更に関する規制や、当該会社に事業を適確に行わせ続けることを担保するため、定款の変更、毎年度の事業計画等について認可制を採りえる。 - 特殊会社でない場合も、一定の公共的観点から規律が必要とされれば、各種事業法（電気事業法、鉄道事業法等）において必要な規律を課すことはあり得るが、事業法は、当該事業を実施する限りにおいて適用されるものであり、事業に参入するか否かは事業者の任意であることに留意が必要。 - 電気事業法では、一般送配電事業の譲渡、一般送配電事業者の合併・分割（第10条※）、一般送配電事業者の解散についての株主総会の決議（第14条）は認可事項。 ※一般送配電事業は、その公益性に鑑み、その事業主体の変更を自由にしていくと合併又は分割後の法人が一般送配電事業者として適格事業者かどうか判断できないため認可制にしている。 - NTT持株は、非電気通信事業者であるため、その合併等に関して規律することができるのか（本法適用対象外になるのではないかと）。	△/×
重要設備の譲渡認可 (第14条)	NTT東西	サービス提供の基礎となる重要な電気通信設備の譲渡如何によっては、サービスに重大な影響を及ぼすこととなるため、当該設備の譲渡に、主務大臣の判断を介在させた。	- 電気事業法では、一般送配電事業の用に供する設備の譲渡や担保権設定を事業者判断で原則可能（第13条）。 - NTT法で重要設備の譲渡を認可としているのは、自己設備設置要件を補完する措置と考えられる。電気通信事業法では、上記のとおり自己設備を義務付けることは困難ではないかと考えられるため、同様に重要設備の譲渡を認可とするのも困難ではないかと。	△/×

6. さいごに

- 担保措置・法形式の検討に当たっては、上述の点を踏まえ、**慎重な検討が必要**。
- NTTの組織に対する規制をNTT法で規定しているのは、NTTがもともと国の機関であったという沿革に由来するのではないか（民営化後も、引き続きNTTに公共的な役割を担わせるために特殊会社としている。）。電気通信事業法にはそもそもそのような前提がないため、仮に事業法への移管・統合を議論するのであれば、NTTを特殊会社とした**沿革を踏まえ、目的・趣旨から議論する必要がある**のではないかと。
→「**法形式論**」は単なる「**法技術論**」ではない！。
- いずれの担保措置・法形式を採るにせよ、法律の形式そのものが重要ではなく、**NTTが果たすべき役割をどのようにするか、それを担保するためにどのような規律を課すかが決定的に重要**。
- NTTのみならず電気通信市場全体への影響を勘案した上で、公共的な見地から確実に実施されるべき事項について、**必要な規律を課しつつ、必要最小限の規制となるよう留意**すべき。

御清聴ありがとうございました。

參考資料

特殊法人論、制定經緯等

特殊法人とは

特殊法人

- ・ 特別の法律により特別の設立行為をもって強制設立すべきものとされる法人。
（例）日本放送協会、NTT、日本中央競馬会

特殊会社

- ・ 特殊法人のうち商法上の株式会社の形態をとるもの。
- ・ 国が株式の全部又は一部を保有する。
（例）日本電信電話株式会社、日本たばこ産業株式会社、関西国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社

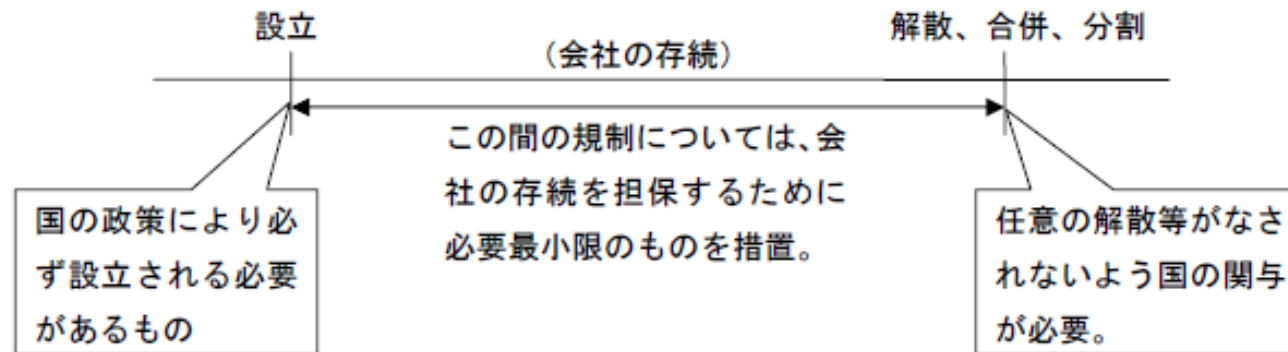
参照：行政改革推進本部資料

<https://www.gyokaku.go.jp/siryou/tokusyuu/about.pdf>

特殊会社の特性①

特殊会社法においては、一定の政策目的を実施させるために、会社の設立、存続、解散、合併、分割といった組織変更に関する規制が規定されている。それ以外の業務に関する規制については、会社の存続を担保するため必要な範囲で措置されている。

なお、特殊会社である場合、特殊会社でない場合にかかわらず、事業を行うに当たって、一定の公共的観点から規律が必要とされれば、各種事業法（電気事業法、鉄道事業法等）において必要な規律を課すことになる。事業法は、当該事業を実施する限りにおいて一定の規制に服するよう法的に担保するものであり、事業に参入する可否かは事業者の任意。



参照：郵政民営化に関する有識者会議配布資料

<https://www.yuseimineika.go.jp/yuushiki/dai19/19siryou.pdf>

特殊会社の特性②

事業範囲

本来、一定の政策目的実現のため国が設立する法人であるので、本来事業に支障が生じないようにするため、事業の範囲を制限する例が多いが、他方で、本来事業への支障可能性を別途の手段(事業計画の認可等)により担保すれば、事業範囲自体には制限を設けないことも可能。

監督規制

当該会社に事業を適確に行わせ続けることを担保するため、定款の変更、毎年度の事業計画、代表取締役の選定・解職の決議、合併・分割・解散の決議、新株の発行、重要財産の処分、利益の処分・損失の処理等について認可制を採るものが多いが、その監督規制の内容は会社により様々である。なお、特殊会社も事業法等があればそれに服する株式会社であることは、一般商法会社と同様。

参照：郵政民営化に関する有識者会議配布資料

<https://www.yuseimineika.go.jp/yuushiki/dai19/19siryou.pdf>

特殊法人法（NTT法）の制定経緯

	目的	責務
公社時代	公衆電気通信法（目的）第一条 この法律は、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社が<u>迅速且つ確実な公衆電気通信役務を合理的な料金で、あまねく、且つ、公平に提供することを図ることによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。</u> 日本電信電話公社法（目的）第一条 公衆電気通信事業の合理的且つ能率的な経営の体制を確立し、<u>公衆電気通信設備の整備及び拡充を促進し、並びに電気通信による国民の利便を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的として、ここに日本電信電話公社を設立する。</u>	
民営化後	日本電信電話株式会社法（目的及び事業）第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、国内電気通信事業を經營することを目的とする株式会社とする。 2 会社は、前項の事業を営むほか、これに附帯する業務及び郵政大臣の認可を受けて、その他会社の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。この場合において、同項の事業に附帯する業務に関し必要な事項は、郵政省令で定める。	日本電信電話株式会社法（責務）第二条 会社は、前条の事業を営むに当たつては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、<u>国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で公平に提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。</u>
現在	日本電信電話株式会社等に関する法律（目的）第一条 この法律は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社について定めることを目的とする。 （定義）第一条の二 この法律において「日本電信電話株式会社」とは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社であつて、附則第四条第一項に規定する権利及び義務を承継したものをいう。2この法律において「東日本電信電話株式会社」とは、次条第三項第一号イに掲げる都道府県の同号に規定する区域において地域電気通信事業を經營することを目的とする株式会社であつて、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号。次項において「平成九年改正法」という。）附則第二条第一項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を承継したものをいう。3この法律において「西日本電信電話株式会社」とは、次条第三項第一号ロに掲げる府県の同号に規定する区域において地域電気通信事業を經營することを目的とする株式会社であつて、平成九年改正法附則第二条第一項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を承継したものをいう。	日本電信電話株式会社等に関する法律（責務）第三条 会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たつては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意するとともに、<u>国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。</u>

NTTに課された政策目的

公社時代

- ・ 公衆電気通信設備の整備及び拡充の促進を目的としていた。
- ・ すなわち積滞の解消と全国自動ダイヤル化という目標を実現すべく、電電公社において電話網を拡充。

⇒ 電電債や施設設置負担金を通じたネットワークの「整備」

民営化後

- ・ 国民生活、社会経済活動の不可欠な電話の役務の重要性に鑑み、電電公社の全国的電話ネットワークを完全に受け継ぐ会社に対して、引き続き電話の役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保を求めてきた。

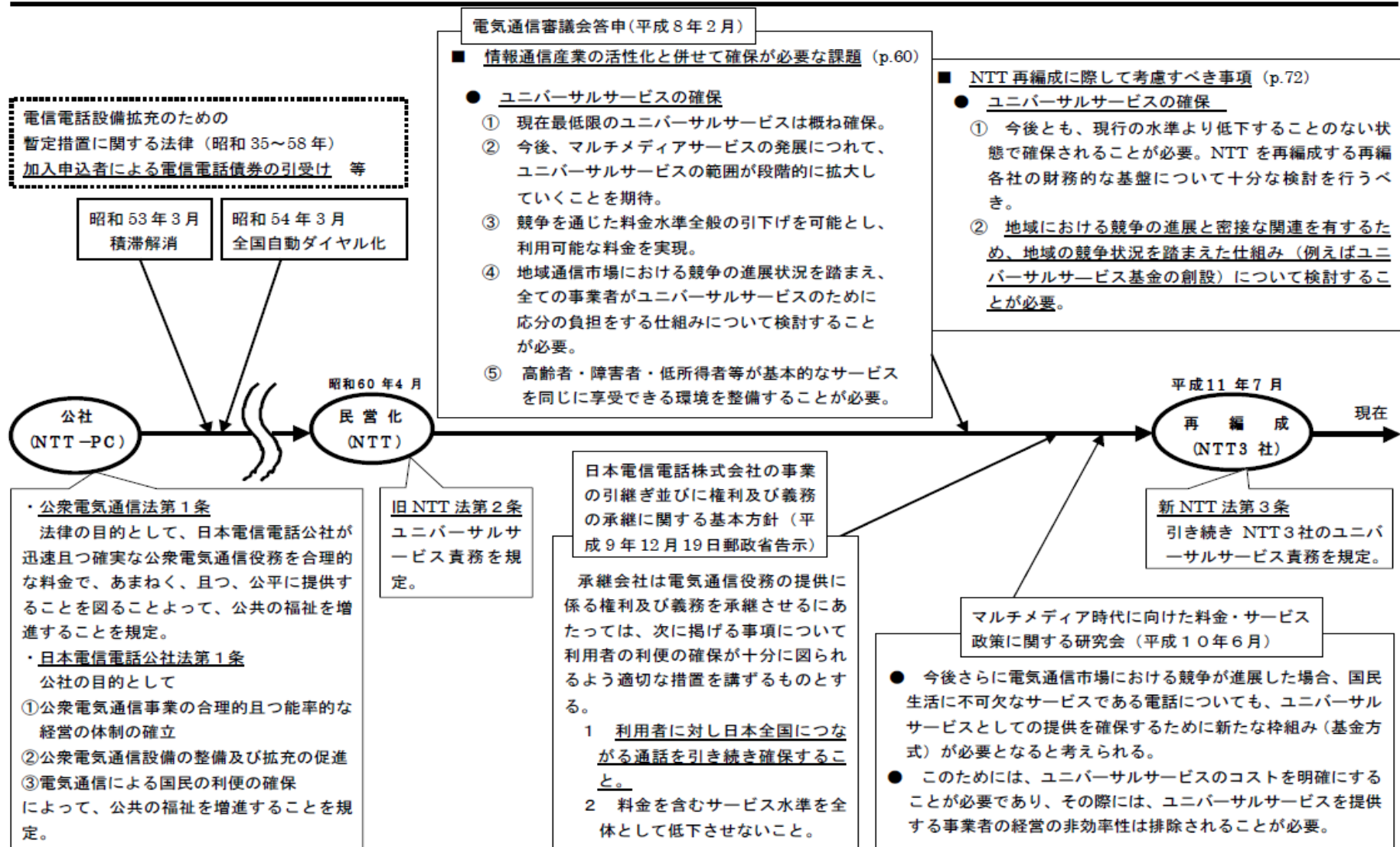
⇒ 「整備」したネットワークの維持・継続

NTT再編後

- ・ NTT持株は、「適切かつ安定的な電気通信役務の提供を図ること」を、NTT東西の株式保有を通じて実現。
- ・ 電話の役務のあまねく日本全国における安定的な提供の確保などを具体化。

⇒ ネットワークの「維持」が中心

ユニバーサルサービス確保に関する経緯



出典：IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会ユニバーサルサービス小委員会配布資料

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/japanese/telecouncil/it/00918s04.html

IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会
ユニバーサルサービス小委員会 第1回会合(平成12年9月12日)議事録
(2)ユニバーサルサービスの現状と課題について

○事務局

<略>

次に2ページですが、ユニバーサルサービスの確保について若干の経緯をまとめております。昭和60年にNTTが民営化される前、すなわち電電公社の時代ですけれども、左下に囲みがありますように、公衆電気通信法の中で「日本電信電話公社が迅速かつ確実な公衆電気通信役務を合理的な料金で、あまねく、且つ、公平に提供する」ということが規定をされております。これを受けまして公社法の中でも、2のところですが、公衆電気通信設備の整備及び拡充の促進ということが目的としてうたわれております。

これをもとといたしまして、電電公社時代には2つの大きな目標、すなわち積滞の解消と全国自動ダイヤル化という目標を実現すべく、電電公社において電話網の整備拡充を行ってきた。また、これをサポートする一つ的手段として、左上にございますが、電信電話債券を加入申込者が引き受けるという制度もあったわけでございます。これによりまして積滞解消については昭和53年、また全国自動ダイヤル化については昭和54年にその目標が達成されたということです。

昭和60年(1985年)の4月にNTTが民営化をされまして、NTT法の当時第2条でございますが、NTTの責務としてユニバーサルサービスの提供が義務づけられたということでございます。

それから、時期がずっとまいりまして、平成8年の2月、NTTの再編成を主題といたします電気通信審議会の答申が行われております。この中で情報通信産業の活性化とあわせて確保が必要な課題としまして、ユニバーサルサービスについて言及をされております。1で、現在最低限のユニバーサルサービスは概ね確保されている。2といたしまして、今後、マルチメディアサービスの発展につれてユニバーサルサービスの範囲が段階的に拡大していくことを期待する。また、4でございますが、地域通信市場における競争の進展状況を踏まえ、すべての事業者がユニバーサルサービスのために応分の負担をする仕組みについて検討することが必要というふうにされております。

その右側でございますけれども、同じ答申の中で、ユニバーサルサービスの確保といたしまして、例えば2のところに、地域における競争の進展と密接な関連を有するため、地域の競争状況を踏まえた仕組み、例えばユニバーサルサービス基金の創設について検討することが必要というふうに提言をされているところでございます。

この平成8年2月の電通審答申を受けまして、実際にNTTの再編成が行われることになったわけでございますが、中ほどの下のところに基本方針というものがございます。平成9年12月の郵政省告示でございますが、この中でも、利用者の利便の確保が十分に図られるよう適切な措置を講ずるとしまして、利用者に対し日本全国につながる通話を引き続き確保することというふうに書かれております。ユニバーサルサービスの確保ということにも視点が当てられているということでございます。

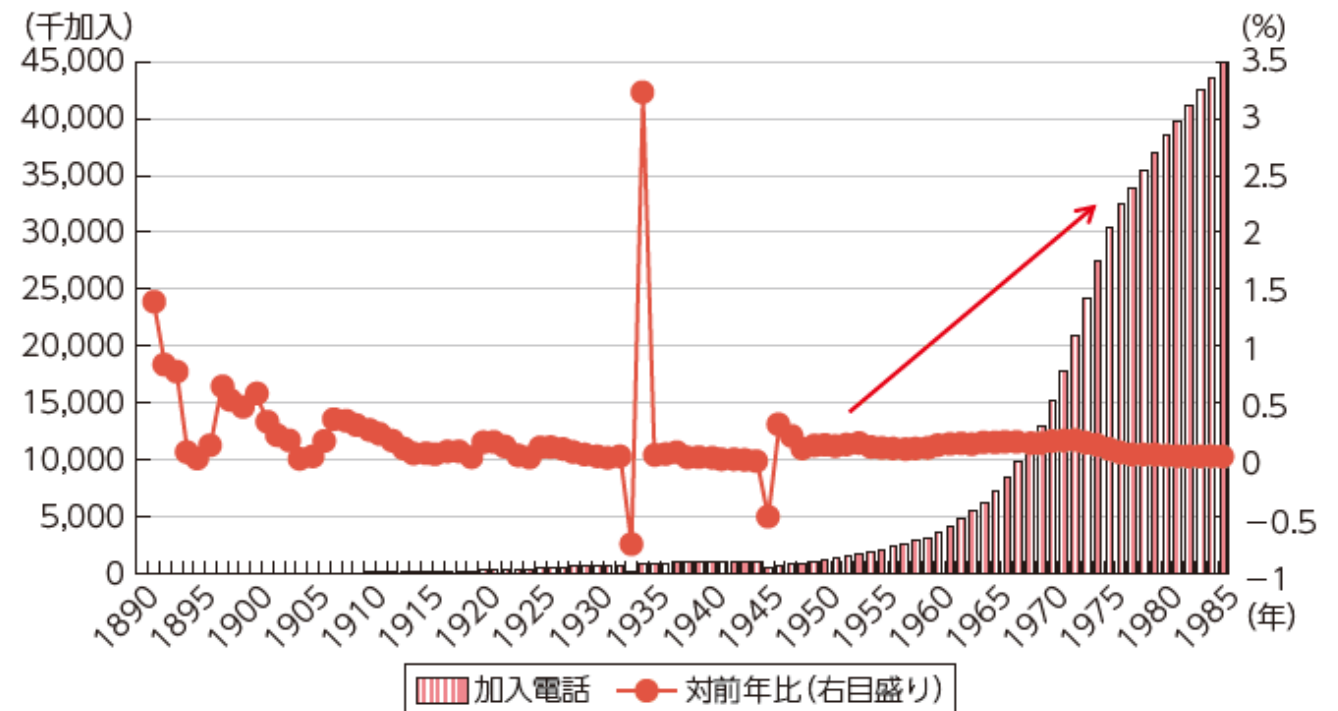
また、その後、郵政省の主宰します研究会、ここでは平成10年6月に報告書が出されておりますマルチメディア時代に向けた料金・サービス政策に関する研究会でもご提言をちょうだいしております。

こういった中で、平成11年7月にご案内のとおりNTTが再編成をされました。新しいNTT法の中でも、これは条がずれたただけで中身は変わっておりませんけれども、NTT3社の責務としましてユニバーサルサービスの提供が義務づけられている。そして現在に至っているというような流れでございます。

積滞の解消

電電公社の目的としていた積滞の解消は、電電公社時代の1978年に達成された。

図表 1-1-1-2 通信自由化までの加入電話敷設状況



(出典) 総務省「通信自由化以降の通信政策の評価とICT社会の未来像等に関する調査研究」(平成27年)

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/pdf/n1100000.pdf>

「電電公社の発足後、同社の当面の主要な経営目標とされたのは、設備の拡充、すなわち積滞の解消であった。そこで同社によって、積滞の解消等を目標とした電話拡充長期計画が実施された。その結果、**積滞の解消は1978年に達成された。**」